

令和 3 年 度

木津川市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

木津川市監査委員



4 木 監 第 5 1 号

令和4年8月22日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市監査委員 西井 正

木津川市監査委員 柴田 はすみ

令和3年度木津川市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出する。

目 次

令和3年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1	審査の対象.....	1
第2	審査の期日.....	1
第3	審査の方法.....	1
第4	審査の結果.....	1
1	健全化判断比率.....	2
(1)	実質赤字比率.....	2
(2)	連結実質赤字比率.....	3
(3)	実質公債費比率.....	4
(4)	将来負担比率.....	6
2	令和2年度決算数値における他の都市との比較.....	7
3	審査意見.....	8

令和3年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第1	審査の対象.....	9
第2	審査の期日.....	9
第3	審査の方法.....	9
第4	審査の結果.....	9
1	資金不足比率.....	10
(1)	水道事業会計.....	10
(2)	公共下水道事業会計.....	10
2	審査意見.....	11
参考)	算定対象会計.....	12

令和3年度木津川市決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

(1) 令和3年度 健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率

(2) (1)の算定の基礎となる書類

第2 審査の期日

令和4年7月19日から令和4年8月5日まで

第3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

(注) 1 数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分	令和3年度	早期健全化基準	令和2年度
実質赤字比率	—	12.54	—
連結実質赤字比率	—	17.54	—
実質公債費比率 (3か年平均)	9.3	25.0	9.0
将来負担比率	11.2	350.0	20.3

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値となり「-」で表示される。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和3年度決算における実質収支額は、9億6,865万円の黒字となり、比率は負の値となり「-」で表示される。

(単位：千円・％)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \Delta 968,650}{\text{標準財政規模} \quad 19,001,926}$$

会 計 名		実質収支額	
一 般 会 計 等	一般会計	966,168	
	一般会計等に 属する特別会計	旧木津町準財産区特別会計	2,482
		—	—
小 計		968,650	
標準財政規模		19,001,926	
実質赤字比率(%)		△5.09	

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和3年度決算における連結実質収支額は、41億4,047万8千円の黒字となっており、比率は負の値となり「-」で表示される。

(単位：千円・%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \Delta 4,140,478}{\text{標準財政規模} \quad 19,001,926}$$

会計名		実質収支額	
別会計以外の会計 公営企業に係る特	一般会計等以外の 特別会計のうち	国民健康保険特別会計	98,932
		介護保険特別会計	162,824
		後期高齢者医療特別会計	8,736

会計名		資金不足・剰余額	
企業 法適用	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,781,088
		公共下水道事業会計	120,248
	宅地造成事業	—	—

会計名		資金不足・剰余額
企業 法非適用	宅地造成事業以外	—
	宅地造成事業	—

合 計	4,140,478
標準財政規模	19,001,926
連結実質赤字比率 (%)	△21.78

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合（令和元年度から令和3年度の3か年平均）で表したものである。

本市の令和3年度決算における実質公債費比率は9.3%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、当該数値を下回っているが、前年度と比べ、0.3ポイント悪化している。なお、単年度については9.9%となり、前年度より0.9ポイント悪化している。

実質公債費比率の単年度比率では、分母となる標準財政規模が、普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額の増加により前年度を上回ったが、分子となる地方債償還額も、令和2年度に償還終了となった市債の償還額を、令和3年度に償還開始となった償還額が上回り大きく増加したため比率が悪化している。また、3か年平均では、前年度の算出対象であった平成30年度の比率より令和3年度の比率が上がったことで悪化となったものである。

（主な改善要因）

- ①公共下水道事業に係る準元利償還金算入額が減少したことによる。
- ②普通交付税額等の増加により標準財政規模が増加したことによる。

（主な悪化要因）

- ①クリーンセンター整備事業債の元金償金が増加したことによる。
- ②新学校給食センター整備事業債の元金償還開始により地方債償還額が増加したことによる。

(単位：千円)

	〔 地方債の 元利償還金 + 準元利償還金 〕	－	〔 特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 〕
令和元年度	(2,841,812 + 1,284,993)	－	(322,349 + 2,436,525)
令和2年度	(2,949,201 + 1,236,488)	－	(372,001 + 2,401,911)
令和3年度	(3,257,599 + 1,234,429)	－	(492,430 + 2,355,089)

	標準財政規模(うち臨時財政対策債発行可能額)	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
令和元年度	17,209,463 (881,561)	－	2,436,525
令和2年度	18,088,823 (873,168)	－	2,401,911
令和3年度	19,001,926 (1,300,698)	－	2,355,089

実質公債費比率	令和元年度	9.25971
= (単年度)	令和2年度	8.99971
	令和3年度	9.86679

実質公債費比率 (単位：%)

(3か年平均)

9.3

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など将来負担すべき実質的な負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

本市の令和3年度決算における将来負担比率は11.2%となり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、当該数値を下回っており、前年度（20.3%）と比べ、9.1ポイント改善している。

将来負担比率については、分子となる令和3年度の起債額を令和3年度の元金償還額が上回ったことによる地方債残高の減少や、関公費立替金の定期償還の進行による債務負担行為に基づく支出予定額の減少、更に公営企業債残高の減少に加え、分母となる標準財政規模で普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額の増加したこにより改善するに至ったものである。

(主な改善要因)

- ① 下水道事業における公営企業債残高の減少等による公営企業債等繰入見込額が減少したことによる。
- ② 関公費立替金の償還進行による債務負担行為に基づく支出予定額が減少したことによる。
- ③ 普通交付税額等の増加により標準財政規模が増額したことによる。

(単位：千円)

地方債現在高 (普通会計が 実質的に負担 するもの)	+	債務負担行為 (五省協定や 依頼土地の買 戻しに係るも の等) に基づ く支出予定額	+	退職手当支給 予定額のうち 普通会計の負 担見込額	+	公営企業債の繰 入見込額や一部 事務組合の起債 償還に係る普通 会計の負担見込 額等	+	連結実質 赤字額	-	充当可能基金額、 地方債現在高等 に係る交付税算 入見込額等
31,795,984	+	1,929,199	+	3,097,216	+	7,272,792	+	0	-	42,220,304

標準財政規模 (うち臨時財政対策債発行可能額)	-	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額
19,001,926 (-	2,355,089
1,300,698)		

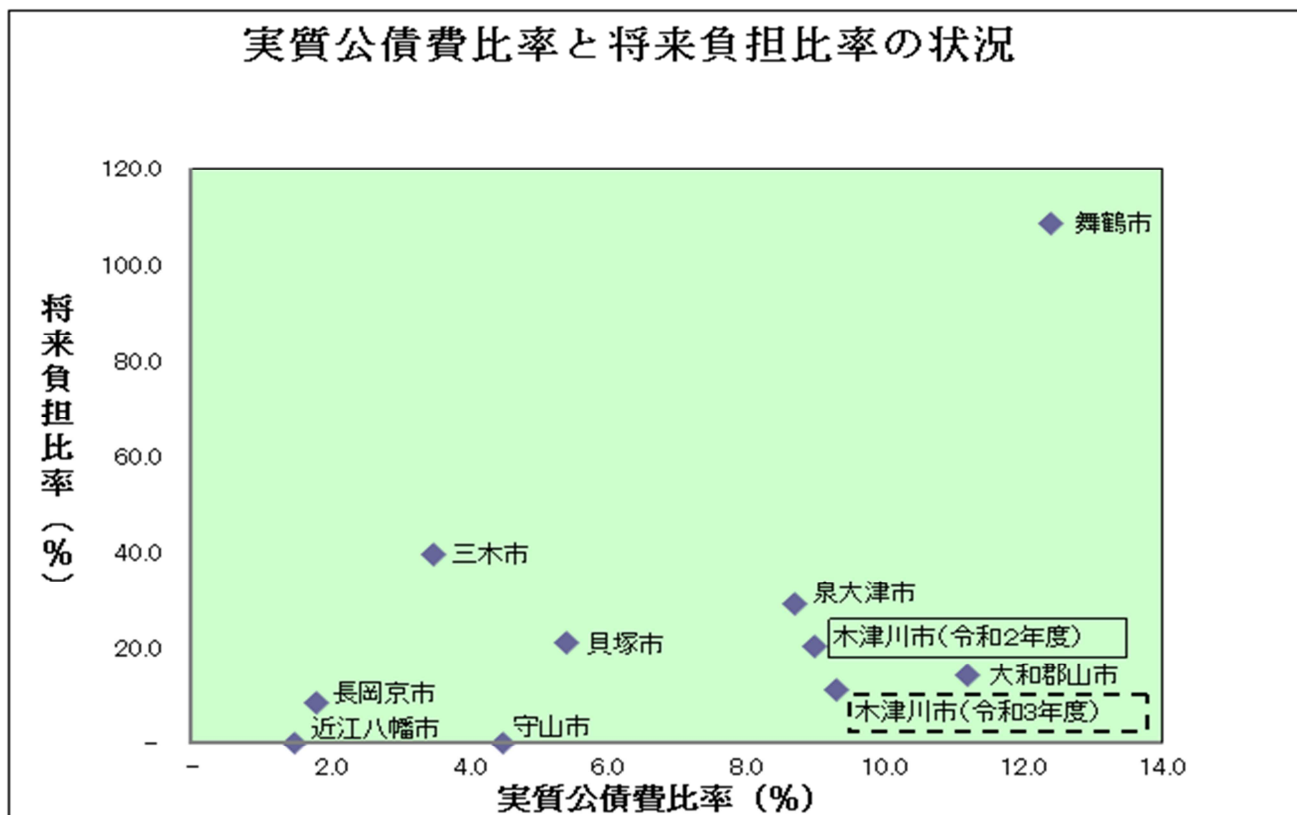
(単位：%)

= 将来負担比率

11.2

2 令和2年度決算数値における他の都市との比較

4指標のうち実質公債費比率と将来負担比率について、近畿地方における人口及び標準財政規模が近似する他の都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



府県	市	人口	標準財政規模 (千円)	実質赤字比率 (%)	連結実質赤字比 率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)	備考
京都府	木津川市	79,698	19,001,926	—	—	9.3	11.2	令和3年度データ
大阪府	泉大津市	74,351	17,272,074	—	—	8.7	29.3	令和2年度データ
京都府	長岡京市	81,061	17,339,996	—	—	1.8	8.5	令和2年度データ
滋賀県	守山市	84,511	17,489,889	—	—	4.5	0.2	令和2年度データ
京都府	木津川市	79,038	18,088,823	—	—	9.0	20.3	令和2年度データ
大阪府	貝塚市	85,120	18,720,072	—	—	5.4	21.4	令和2年度データ
滋賀県	近江八幡市	82,343	18,877,749	—	—	1.5	—	令和2年度データ
兵庫県	三木市	76,565	18,951,801	—	—	3.5	39.6	令和2年度データ
奈良県	大和郡山市	85,308	19,225,387	—	—	11.2	14.5	令和2年度データ
京都府	舞鶴市	80,910	19,563,542	—	—	12.4	108.6	令和2年度データ

※令和3年度木津川市データにおける人口は、令和4年1月末日木津川市人口による。

※木津川市を含む令和2年度データについては、総務省の令和2年度市町村別決算状況調による。

3 審査意見

令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率は前年度と比べ悪化したが、将来負担比率は前年度と比べて改善された。また、一般会計や連結対象となる各会計に赤字が発生していないことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに算定されない結果となった。

4つの指標とも早期健全化基準を下回っており、適正な水準で推移しているといえる。しかしながら、これまでハード面で実施してきたクリーンセンター整備事業や学校給食センター整備事業以外にも、現在、実施している城山台地区の人口増加に対応するための小学校施設の整備、今後は、学校施設等長寿命化計画に基づく教育施設の環境整備、更には消防庁舎の移転に伴う改築整備事業などがあり、基金の減少と将来負担の増加が見込まれている。

また、ソフト面では、社会情勢の変化に伴う行政のデジタル化の加速化や行政サービスの多様化への対応など、財政需要は増加するものと思われる。

このような状況を考えると、4つの指標とも早期健全化基準を下回っているとはいえ楽観できる状況ではない。今後、安定した行政運営を持続させるためにも、将来負担を軽減させるための施策（公債費の負担抑制や公共施設等総合管理計画の推進、デジタル技術を活用した行政コストの削減など）に取り組まれると共に、また、自主財源や特定財源などの歳入確保にも取り組まれない。

令和3年度木津川市決算に係る資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- (1) 令和3年度 資金不足比率
対象となる会計
 - ・ 水道事業会計
 - ・ 公共下水道事業会計
- (2) (1)の算定の基礎となる書類

第2 審査の期日

令和4年7月19日から令和4年8月5日まで

第3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した範囲において、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見は、次のとおりである。

(注) 1 数値は、地方財政状況調査等に基づき作成されたものであり、各会計決算額等と一致しない場合がある。

1 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

	会 計 名	令和 3 年度	経営健全化基準	令和 2 年度
法適用	水道事業会計	—	20.0	—
	公共下水道事業会計	—		—

※資金不足額がない場合は、「資金不足比率 (%)」は「—」で表示される。

(1) 水道事業会計

令和3年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

資金の不足額 ※資金余剰の場合は、負の値となる。
△2,781,088

事業の規模
1,226,175

(単位：%)

= 資金不足比率

—

(2) 公共下水道事業会計

令和3年度決算においては、資金不足額がないため「—」で表示される。

(単位：千円)

資金の不足額 ※資金余剰の場合は、負の値となる。
△120,248

事業の規模
908,429

(単位：%)

= 資金不足比率

—

2 審査意見

水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

水道事業会計は、平成30年度までは財政調整基金からの繰入れを行っていたが、令和元年度に資産整理に着手するなどの業務改善を実施したことから、令和3年度も財政調整基金に頼らない黒字経営となっている。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

水道事業の健全性と安定性を追求し、有収水量率の向上と更なるコスト削減に取り組み、事業目的である安心で安全な水を安定供給できるように、今後も引き続き経営基盤の強化に努められたい。

公共下水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。

公共下水道事業会計は、多額の企業債借入や一般会計からの繰入金に依存する財務体質となっており、今後も厳しい経営状況が続くと考えられる。

公営企業は、必要な経費を自身の料金収入によって賄わなければならない独立採算の原則がある。

公共水域の水質保全を図る本来の事業目的を達成しつつ、事業の効率性と合理性を追求し、より一層の経費削減や収入確保に取り組み経営基盤の確立に努められたい。

また、今後は、施設の老朽化による更なる投資が課題となるため、ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化や投資の平準化を図り、安定的に事業を継続できるよう努められたい。

参考) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率対象会計等一覧表

連 結 対 象 等		市関連会計等名	対 象 と な る 範 囲	
一般会計 特別会計	普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率
		旧木津町準財産区特別会計		
公営事業会計		国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計	実質公債比率	資金不足比率 ※1
公営企業会計	法適	水道事業会計		
		公共下水道事業会計		
一部事務 組合・ 広域連合	法適 企業 公営	山城病院組合(病院) 山城病院組合(老健)	将来負担比率	
	公営企業以外の会計	相楽中部消防組合 相楽郡広域事務組合 木津川市精華町環境施設組合 市町村職員退職手当組合 議会議員公務災害補償等組合 自治会館管理組合 住宅新築資金等貸付事業管理組合 後期高齢者医療広域連合 京都地方税機構		
地方独立行政法人		【該当法人無し】		
地方道路公社		【該当公社無し】		
土地開発公社		学研都市京都土地開発公社		
第3セクター等	設立 法人	木津川市公園都市緑化協会 木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団		出資団体について(※2)
	出資法人	京都府農業信用基金協会 京都府農業会議 京都信用保証協会 木津川市ボランティア基金 京都府暴力追放運動推進センター 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金 大阪湾広域臨海環境整備センター (株)新都市ライフホールディングス 地方公共団体金融機構		
財産区		加茂笠置組合(一部事務組合) 旧北村旧兎並村旧里村財産区特別会計 旧加茂町財産区特別会計 旧瓶原村財産区特別会計 旧当尾村財産区特別会計		財産区について(※3)

※1 山城病院組合の資金不足比率は、山城病院組合により公表(市の資金不足比率対象外)。

※2 出資団体が所有する債務を保証する契約が無いため、将来負担比率の対象外。

※3 財産区は別の法人格を持つ団体であり、健全化判断比率の対象外。